市政だより

第104号
発行所 長岡市役所
長岡市柳原町257の1
(電話代表3200番)

住民登録人口
(4月1日現在)
世帯数 32,139
人口 150,310
男 73,349
女 76,961

予算総額は22億円

道路改良・環境衛生に重点

◎……昭和三十八年度の一般、特別会計予算を主体に審議された三月定例市議会は、三月十二日に招集され、三月二十九日の最終本会議をもって終了いたしましたが、議決されたもののうちとくに市民のみなさんに最も身近な新年度の予算にスポットをあて、新しい予算のあらましを市長の施政方針にそってながめたいと思います。……◎

緊縮編成の予算

この新しい予算は、すでにこの四月一日から新会計年度としてその執行が運営されていますが、別表のように一般会計の総額は一六億八、〇三七万四、〇〇〇円で、前年当初予算にくらべると五、九〇九万四、五〇〇円の増額となっています。また、特別会計の総額は四億七、七〇三万四、七〇〇円(前年度当初予算より約二億九、四八三万円の減)で、合計二一億五、七四〇万八、七〇〇円(前年度当初予算は二三億九、三一三万九、〇〇〇円)という予算です。

この予算にもとづく事業計画のなかには、前年度と同じく災害に対する根本的対策事業や産業経済の振興、教育の場の整備等をはかるほかに、本年度からあらたに地方産業振興の基盤である道路の改良や国民体育大会に備えての環境衛生整備、それに無雪都市づくりの根本をなす下水道完備等が含まれております。

× ×

市の収入の大黒柱はなんといっても市税(五九%)です。

現在の経済界の実情と雪による被害等で法人税の増加は期待されませんが、給与所得面における増を見込みました。

これも、市発展のために市民のみなさんのご理解あるご協力をお願いする次第です。

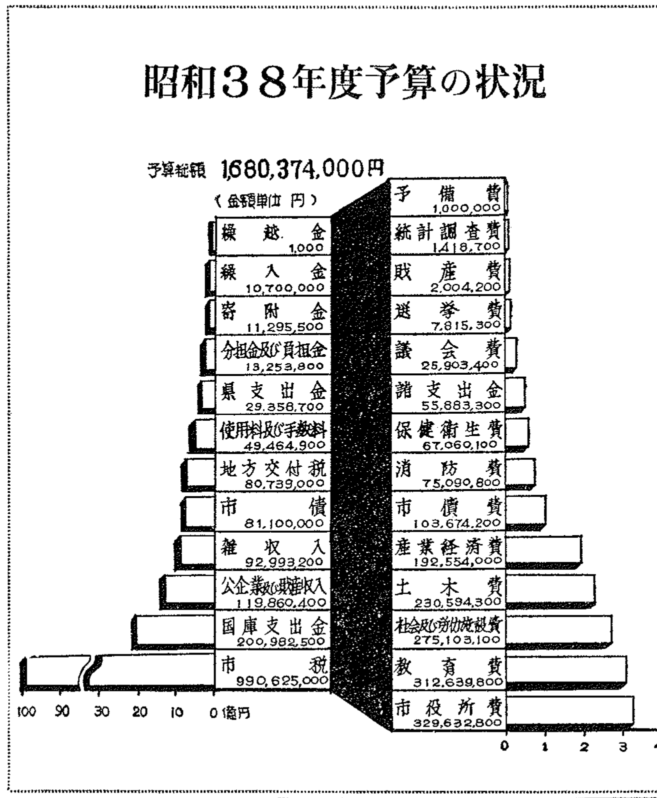

特別会計予算 (単位円)

国民健康保険費	186,675,600
競馬費	157,438,400
宮内病院費	19,105,600
公益質屋費	3,625,200
簡易水道事業費	14,380,600
下水道事業費	51,166,600
復興区画整理清算費	31,144,800
と畜場費	13,497,900
物品調達費	0
水道事業会計	162,731,100
計	639,765,800

国体前に清潔な町を

融雪パイプ敷設に補助も

国庫支出金

国庫支出金には、公共土木災害復旧費補助金、生活保護基準の引上げ等による補助金により、前年度より一、一二二万三、五〇〇円増額しました。

公企業及び財産収入

財産収入には、東神田町地内の土地売り払いが主なもので、七、二三〇万七、九〇〇円が前年度より増を見込みました。

地方交付税や繰入金については前年度より減額され、市債も減額されました。

歳出については、投資的経費を重点的にとりあげ極力消費的経費をきりつめましたが、人件費、負担金等の義務的支出が多く、全般的に窮屈な予算でしたが、健全財政をくずさないように苦心しました。

議会費は経常的なものであり、**市役所費**の増額は給与改訂にともなう増額です。

消防費

消防施設の整備を前年に引き続き実施するほかに、救急自動車関係要員四名の増加を見込み、また消防庁舎増築の基礎調査費を計上してあります。

土木費

道路舗装や改良工事や都市計画費等を合わせて約一億九、〇〇〇万円、また昭和三十六年度の土木災害復旧事業費五、五八八万円、融雪道路のパイプ敷設経費の補助金一、〇〇〇万円等です。なお、大島土地区画整理に六二二万円を計上しました。

教育費

技術教育・理科教育の振興と指導強化に力を入れるとともに、老朽校舎の改築や統合校舎の新築に着手することになり、東中学校体育館、東北中学校、六日市・十日町統合中学校校舎の建築。また、神田、川崎、王寺川、深沢、蒲瀬小学校と上川西小・中学校の給食室の改築など、あわせて約七、〇〇〇万円を計上しました。

社会および労働施設費

生活保護費の保護基準の改訂による増額分と、市営住宅四十八戸分の建設、季節保育所育成のためにその助成金を増額しました。

保健衛生費

各種伝染病の予防と成人病対策費を計上するとともに、国民体育大会に備えて環境衛生の整備のためにゴミ収集車を五台増車し、現有とあわせた十三台にオルゴールマイクをつけて収集に当ります。

産業経済費

中小企業に対する事業振興資金として予託金を増額するとともに商工中金、長岡商工信用、県信用組合等に対して増額したり、あらたに予託することにいたしました。

また、従業員雇用対策の一つとして厚生年金住宅建設五十二戸分を計上するとともに、農業構造改善事業推進のための調査費を計上いたしました。

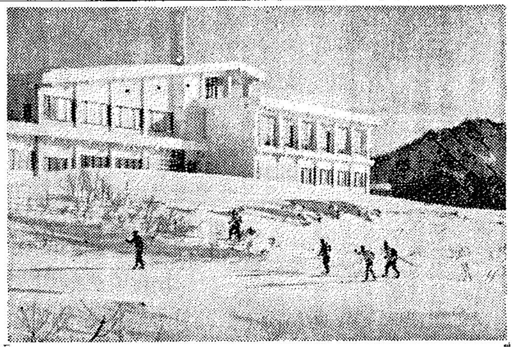

活用される休暇センター

八方台休暇センターは、自然環境のすぐれた悠久山東山県立公園内に建てられた国民宿舎です。悠久山をはじめ市街を眼下に見おろし、遠く日本海にうかぶ佐渡ケ島を望むながめは八方台ならでは味わえない壮快さがあり、残雪の東山もすばらしいです。「明年の国民体育大会には十分に休暇センターを活用したい。それには、森立峠までの県道の大改修を県と協力して行ないたい」と市長が三月定例市議会の席上、施政方針演説のなかで述べました。

雪がすっかり消えると、ハイカーでにぎわう東山一帯は自然公園ですから、清潔にして紙くずやあき罐、たばこの吸いがらは投げすてないようにいたしましょう。

(写真は残雪のなかの休暇センター)

豪雪による被害住宅復興資金の貸付け

対象 市内に居住し、豪雪のため住宅に被害を受け、その被害住宅を復旧する資金であること。

貸付額と返済期間 建設の場合は最高四十二万円で償還は十八年以内。

補修の場合は四万円～二十一万円で償還は十年以内。

貸付利率 年五分五厘。

保証人 市内居住者に限り一人。

取り扱い方法 第二室戸台風の取り扱いと同じです。(認定は長岡土木出張所で行ないます)

申込場所 市役所民生部厚生課住宅係。

受付期間 四月二十日まで。

春は火災シーズン

豪雪にとじこめられた長い冬から解放されて、春が訪れてきましたが、一年中でもっとも空気が乾燥するときです。

とかくゆるみがちな心をおさえて火事をださないようにいたしましょう。

一、たき火の際は消火準備も

火災とまちがえやすい煙や、火災をおこすおそれがあるようなたき火等を行なうときは、あらかじめ消防署に届け出なければなりません。

二、山林や原野の火災を防ごう

たばこの吸いがらや、たき火から思わぬ大事をひきおこすことがありますから注意いたしましょう

三、取り灰の始末に注意を

燃灰を作った後は必らず不燃性材料の容器等に入れてください。

四、強風後の煙突を見よう

強い風が吹き終わったときには必らず煙突を確かめてください。

助役に笠輪氏

三月定例市議会の最終日二十九日の本会議で、笠輪勝太郎氏(前総務部長)を助役に選任いたしました。(写真は笠輪勝太郎氏)

長岡市職員募集

一、採用職種および人員 ❶自動車運転手 若干名 ❷ごみ収集衛生員 若干名

二、受験資格 ❶自動車運転手 年齢満三十五歳未満(昭和三十八年五月一日現在)の男子で、第一種大型運転免許以上の運転免許を取得している者。ただし採用後市内に居住できる者に限る ❷ごみ収集衛生員 年齢満三十五歳未満(昭和三十八年五月一日現在)の男子で採用後市内に居住できる者に限る。

三、受験手続きおよび受付期限 ❶提出書類 市長公室または市民相談室で交付する所定の申し込み用紙により申し込むこと。❷受付期限 昭和三十八年四月二十日正午まで。

四、その他 詳細についての照会は直接、市長公室へ 長岡市役所 市長公室 TEL三二〇〇・八番

狂犬病予防注射を受けてください

ことしも、狂犬病予防法による第一回予防注射を次のように行ないます。犬を飼っている人は、登録(鑑札)と予防注射を受けてください。なお、犬の放し飼いは法により禁じられていますので、犬は必らずつないでおきましょう。

○登録料(鑑札)三百円 ○注射料百八十円(なお、次の場所で注射をうけないで獣医が伺って注射をしたときは三百三十円となります)

4月15日 黒条連絡所前、柄吉公民館前(12時―14時)
4・16 宮内公民館前(11時―14時)福戸連絡所前、富曽亀公民館前(12時―14時)
4・18 関原出張所前、下川西連絡所前(12時―14時)王寺川連絡所前(12時―13時)
4・19 日越連絡所、上川西公民館前(12時―14時)大島理美容学校前(12時―13時30分)
4・20 神田小学校前(10時―15時)
4・22 市役所脇(10時―15時)
4・23 新組連絡所前(12時―14時)高畑町公民館前(12時―12時30分)
4・24 深才連絡所前(12時―13時30分)
4・25 山本連絡所前、六日市連絡所前(12時―14時)
4・26 十日町連絡所前(12時―14時)
4・27 厚生会館脇(10時―15時)
5・1 太田出張所前(11時―12時)
5・2 宮本連絡所前(11時―12時)大積連絡所前(13時30分―14時30分)

保険課だより

一、国民健康保険料の料率を改正 本年度(昭和三十八年度)分国民健康保険料から次のとおり料率が改正されましたので、納期前に配布される納額通知書によりご納入ください。

区分	新料率(一期分)	旧料率(一期分)
所得割	百分の一・三八	百分の一・二〇
資産割	百分の二・六四	百分の二・四〇
被保険者均等割	一人につき百五十円	一人につき百二十円
世帯別平等割	一世帯につき四百五十円	一世帯につき四百二十円

二、被保険者証を更新 先月号でお知らせしたとおり、四月一日から被保険者証を更新いたしました。すでにお手もとに新しい被保険者証をお届けしてありますので、お医者さんにかかる場合は必らず新しい被保険者証を使用してください。もし、届かなかったり、記載内容に誤りがある場合はすぐ市役所保険課にご連絡ください。

なお、古い被保険者証は市役所保険課へお返しください。

三、給付制限を撤廃 歯科診療のうちの補てつ(義歯)は、いままでは一部給付制限をしておりましたが、四月一日から健康保険と同じく給付することになりました。

四、異動の際は届け出を 被保険者の資格や住所等の異動の際は、異動後十日以内に市役所保険課へ届け出てください。

義理人情捨てて一票よい政治

ひとり残らず投票を

県議選17日、市議選30日

きたる四月十七日(水)には県議会議員選挙が、四月三十日(火)には市議会議員選挙が相ついで行なわれます。この選挙は、みなさんのすべての意思を県政、市政に反映させる最もよい機会であり、最も身近で日々の生活に影響の大きい選挙です。この選挙を機会に与えられた最大の権利として、また義務として清い一票を自信と誇りと責任をもって明るく行使しましょう。(写真は県議会議員選挙を知らせるたれ幕)

名簿にのらないと投票できません

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていなければ投票はできません。

このたびの県会と市会の両議会議員選挙に選挙権があり、名簿に登録されていたり、登録される人は次のとおりです。

○県議会議員選挙 昭和十八年四月四日までに生まれ、ことしの一月三日以前から引き続いて長岡市に住んでいる人。

が選挙権があり、名簿に登録されている人々に「投票所入場券」が届くことになっております。

○市議会議員選挙 昭和十八年四月二十四日までに生まれ、ことしの一月二十三日以前から引き続いて長岡市に住んでいる。

が選挙権があり、名簿に登録されている人々に「投票所入場券」が届くことになっておりますが、届かない人、すなわち、今ある名簿と県議会議員選挙のときに作った名簿にも登録されなかった人は、きたる四月二十四日午後五時までに、選挙管理委員会に申請書を提出されれば、名簿(市議会議員選挙用の補充選挙人名簿)に登録されます。

不在者投票

選挙当日、投票所に行けない人は不在者投票ができます。

なお、不在者投票ができる期間は

県議会議員選挙は四月二日から同月十六日まで

市議会議員選挙は四月二十日から同月二十九日まで

時間は毎日午前八時三十分から午後五時までで、土、日曜日、祝日にかかわらず受け付けします。

不在者投票ができる場所は、長岡市役所(三階選挙事務室)と関原、太田出張所の三カ所で取り扱います。ただ、関原、太田出張所は出張所の区域の選挙人で、直接出向いて行なう不在者投票のみを取り扱います。

代理投票

身体の故障または文盲で文字を書けない人には、係員がかわってその人の指示する候補者の氏名を投票用紙に記載してくれます。

投票所へ行くときは

投票には入場券が必要なので、忘れないでお持ちください。

万一、当日になって入場券をなくされたことがわかったときは、投票所でその旨を申し出ますと、本人であるかどうかを確認のうえ投票用紙が交付されることになっております。

なお、せっかく投票をしても、白紙で投票されたり、候補者の氏名の外に○や△等を書いたもの、二人以上の候補者の氏名を書かれたり、誰れに投票されたかわからないものまたは、候補者の氏名以外のことを書いたものなどは無効投票となりますので候補者氏名一覧表でよく確めて記入してください。

なお、有権者がだれに投票したかという秘密は、かたく守られます。

投票日時と場所

県議会議員選挙 四月十七日(水)

市議会議員選挙 四月三十日(火)

いずれも午前七時から午後六時まで。場所は「投票所入場券」で指定された場所です。

無賃乗車券引換証の返納

昭和三十八年度の戦傷病者無賃乗車券引換証の申請を、ただいま受け付けております。

なお、前年度の無賃乗車券引換証は無効ですので、残券は必らず返してください。(厚生課)

春の大掃除をしよう

豪雪のために、ゴミやし尿の処理が不十分だったり、雪どけによる浸水などで、みなさんのご家庭や、あき地、川、道路が大へんよごれて不衛生です。

そのため、赤痢などの伝染病が発生する危険があるため、市では県と協力して春の環境衛生強調月間や清掃デー(四月二十二日)を設けて春の清掃美化運動に乗りだしましたので、市民のみなさんのご協力をお願いいたします。(写真は雪どけを待ってのゴミ収集作業)

雪が消えたら次のことを行ないましょう

❶家のまわりの水はけをよくし、下水などはよく流れるようにいたしましょう。

❷畳や寝具、衣類などはよく日光にあて、縁の下の風とおしをよくし、家のなかや外の大掃除をいたしましょう。

❸大掃除をした後は縁の下や便所ゴミ箱、下水などに薬剤をまきましょう。

❹浸水した井戸は、井戸ざらいをやり、井戸側やフタを備えつけ、また井戸のまわりの水はけをよくいたしましょう。

❺あき地などに捨てたゴミはゴミ箱か俵などに入れておき、みなさんのご家庭で処理できるゴミは処理し、またあき地に捨てたし尿は土のなかに埋めてください。

❻便所の汲み取り口、ゴミ箱、畜舎のまわりの土を掘りおこして、サナギを退治いたしましょう。

市では次のことを行ないます。

❶浸水したご家庭には消石灰をくばります。

❷柿川、福島江、用排水路や公園などの清掃と薬剤の散布をいたします。

次のことに注意いたしましょう

❶なま水を飲まないようにいたしましょう。

❷お子さんを、どろ水の中などに遊ばさせないようにいたしましょう。

❸便所のあと、食事前、外出から帰ったときは、必らず手を洗いましょう。

❹し尿やゴミは、あき地やマンホール、川などに捨てないようにいたしましょう。

❺旅行をして具合が悪いときは、すぐ医者から見てもらいましょう

(担当・衛生課、清掃課)

雪害見舞いに感謝

(受付順)

千円 千葉県豊田小六年二組生徒
一万円 桑名市自治会連合会
一万円 熱海新潟県人会
百五十三万二千七百九円 雪害募金委員会
古衣料一個 浦和市南浦和
サンスター歯磨粉八箱 全電信労組草加分会
罐詰一箱 県知事
子供用くつ下、手袋 青年会議所
エスビレン錠、セタバール、カレー試供品、ガーリック、古衣料 毎日新聞社会事業団

◇訂正 先月号「雪害見舞いに感謝」の欄で「三万円 日本相互銀行」とあるのは「三十万円 日本相互銀行」の誤りでした。ここに訂正いたします。

昨年の交通事故白書(上)

このたび、長岡市交通安全市民運動推進協議会と長岡警察署では長岡警察署管内で発生した昨年一年間の交通事故件数をまとめた交通事故白書"交通年鑑"を発行いたしました。この年鑑から、交通事故の発生原因や発生場所等を調べ連載してご紹介しましょう。

昨年(昭和三十七年)一年間の交通事故件数は七八七件(昭和三十六年は六四三件)、ケガ人五六八人(五三八人)、死者一二人(二五人)で自動車台数や交通量の急増にともなって、件数、ケガ人ともに前年に比較して増加しておりますが、死者が減ったことは県、市民ぐるみの事故防止運動の結果を裏づけております。

交通事故の発生件数を月別にみますと、一月に二八件(前年三件)二月に三三件(七件)三月に三八件(二一件)四月に四七件(三三件)五月に六四件(四九件)六月に六〇件(五二件)七月に七一件(六一件)八月に一三三件(七六件)九月に一〇〇件(九九件)十月に七五件(八七件)十一月に七六件(八一件)十二月に八二件(七六件)となり、八、九月を頂点に山形を描き、ケガ人の数がそれに比例しています。

多い自動車による事故

発生した事故件数の原因を調べると、自動車の不注意によるもの四七二件(六二%)バイクの不注意によるもの一三〇件(一七%)自転車の不注意によるもの三四件(五%)、人によるもの、その他で五一件(六%)となります。

徐行違反がトップ

次に自動車の不注意によって発生した交通事故原因を調べてみますと、❶徐行違反(一九%)❷わき見運転(一一・六%)❸追越不適(八%)❹右折、左折不適当(六・二%)❺優先通行違反(六・一%)❻めいてい運転(五・九%)❾その他(四三%)となり、また人による不注意でおきた交通事故では❶車の直前直後の横断によるもの❷道路を斜めに横断したための❸幼児の一人歩きによるという原因で発生しております。

直線道路に事故発生

では、どんなところで交通事故が発生しているかを調べてみますと、総件数七八七件の七七%にあたる六〇五件が市街地で、二三%にあたる一八二件が非市街地で発生し、その順位は❶直線道路(四六%)❷交差点(三七%)❸曲り道(五%)❹橋りょう(四%)❺坂道(一%)❻その他(六%)です。

交通量に比例する事故件数

次に町内別に事故発生の多い順に調べてみますと、次のようになります。

宮内町二八件 大手通り1二七件
蔵王町二七件 下下条町二四件
大島町二二件 宮本町二〇件
表町1一八件 長生橋一七件
大手通2一六件 神田町3一五件
呉服町一四件 新町2一三件
摂田屋町一二件 大稲町一二件
千手町3一一件 関東町一一件
山田町2一一件 上除町一一件
東坂之上町1一〇件 学校町一〇件
観光院町一〇件 弓町一〇件
(以下略)

となり、交通量の多い場所に交通事故が多く発生していることがわかります。

四月の納税

軽自動車税(全期分)
固定資産税(一期分)
納期限 四月三十日

腸・パラチフス予防注射を実施

お近くの学校でどうぞ

ことしの腸・パラチフスの予防注射は、すでに今月の八日から始まりましたが、伝染病、とくに腸チフスは警告なしに私たちをおかしますから、市民のみなさんがそろって注射を受けられるようお知らせいたします。

◇該当する人

三回する人…昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに生まれた幼児。

一回する人…明治三十六年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までに生まれた人。

◇次のような状態で予防注射を受けてはなりません

❶熱のある病気にかかっているとき。

❷病気のあと衰弱していたり栄養障害がひどいとき。

❸妊産婦。

◇料金

三回する人…三回で二十円(料金は一回目に徴収します)

一回する人…一回で十円(生活保護世帯は無料)

◇日時と場所

場所	一回目	二回目	三回目
阪之上、中島、表町、神田、新町の各小学校	4月8日	4月15日	4月22日
川崎小	4・8	4・15	4・23
四郎丸小	4・9	4・15	4・23
千手小	4・9	4・18	4・23
富曽亀小	4・9	4・18	4・24
黒条小	4・9	4・18	4・23
新組第二小、新組第三小	4・9	4・18(新組中へ)	4・24(新組中へ)
桂小	4・10	4・18	4・25
浦瀬小、乙吉小(二、三回目は浦瀬小へ)	4・10	4・18	4・25
柿小	4・9	4・18	4・25
栖吉小	4・9	4・18	4・24
宮内小、上組小	4・10	4・19	4・24
前川小	4・10	(宮内小へ)	(宮内小へ)
石坂小	4・10	(上組小へ)	(上組小へ)
竹之高地、蓬平、濁沢の各小学校	4・10	4・19(太田中へ)	4・25(太田中へ)
六日市、山谷沢、十日町の各小学校	4・11	4・19	4・26
高島小	4・11	十日町小へ	十日町小へ
大島小	4・11	4・19	4・25
才津小 深沢小	4・11	4・19(深才中へ)	4・25(深才中へ)
日越小	4・11	4・20	4・25
関原小	4・12	4・20	4・25
王寺川小・福戸小	4・12	4・20	4・25
下川西、上川西、宮本、大積の各小学校	4・12	4・20	4・26
千本分校、三島谷分校	4・12(大積小へ)	(大積小へ)	(大積小へ)

生ワク3型を投与

小児マヒ生ワクチンの1・2型の投与に引き続いて、次により生ワクチンの3型投与を行います。

◇該当する人 昭和36年4月1日から昭和37年11月30日までに生まれたお子さん

◇料金はいりません。

◇投与日と場所

4月23日 阪之上、中島、表町、神田、新町の各小学校。

4月24日 川崎、四郎丸、千手、富曽亀、黒条の各小学校、新組中学校。

4月25日 桂、浦瀬、柿、栖吉、宮内、上組の各小学校、太田中学校。

4月26日 六日市、山谷沢、十日町、大島、日越、関原の各小学校、深才中学校。

4月27日 王寺川、福戸、下川西、上川西、宮本、大積の各小学校

4月の街頭指導日 10・16・23日です

信号をまもって歩道をあるきましょう。

年金課だより

ことし七十歳になられる方は、明治二十六年一月一日から十二月三十一日までに生れた方です。

誕生日がすぎましたら、市役所年金課へ相談のうえ、老齢福祉年金を受けられるよう手続きをしてください。なお、七十歳になっても次に該当されるときは支給が停止されます。

❶本人が前年において十五万円【前年の十二月三十一日現在において義務教育終了前の子や配偶者の子(たとえば夫の先妻との間に生れた子)等と生計維持したときは十五万円にその子一人につき三万円を加算した額】をこえる所得を有したとき。

❷配偶者が前年において所得税を納めているとき。

❸生計を同じくしている家族のうち、受給権者の扶養義務者(民法第八七七条第一項に定める扶養義務者をいう)が前年において納めた所得税が年金法にもとづく政令で定められた金額以上であるとき。(詳細は年金課係へ相談してください。)

❹多額の公的年金を受けているとき。(一般公務二万四千円、戦争公務七万円以上。)

また、老齢福祉年金を受けるための手続きにお出の際は次の書類が必要となります。

❶公的年金を受けているときは、公的年金証書の写し、または公的年金証書の保管証の写し。

❷印鑑

❸戸籍関係等の証明手数料約二百円程度を用意してください。

お知らせ

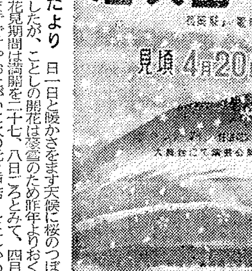

◇**花だより** 日一日と暖かさをます天候に桜のつぼみもふくらんできましたが、ことしの開花は豪雪のため昨年よりおくれる見とおしです。花見期間は満開を二十七、八日ごろとみて、四月二十日から五月五日までです。おたがいに火の元と戸締りをたしかめ、通行に注意してお花見に出かけてください。なお、科学博物館は花見期間中休まずに午前九時から午後七時まで開館していますのでお立寄りください。(写真は悠久山の桜のポスター)

◇**行政苦情移動相談** 国が行なっている仕事または県や市が委任を受けて行なっている仕事に対し、みなさんの不平や苦情をお聞きし解決とあっせんに努めるとともに行政の改善を計るために次のように行政苦情相談を実施いたします。お困りの方はご利用ください。

期日と場所(いずれの日でも午前十時から午後四時まで)

四月十二日 下川西連絡所
四月二十六日 上川西連絡所
五月十日 太田出張所

(おもに、開催する場所の地区の方々を対象に相談を受け付けいたします。)

◇**海外派遣青年を募集** 次代をになう青年たちが広く海外の実情を視察し青年の国際的視野を広めるとともに、国際親善をはかるために 海外派遣青年を推せんすることに なりましたので、訪問国(主なる地域はヨーロッパ、アメリカ、東南アジア、中南米地域)の産業、経済、文化等で、自己の生活環境を中心として具体的な研究目的をもっている青年は、教育委員会社会教育課(TEL三二〇〇)へ四月十五日までにお申し込みください。中学卒業程度以上の外国語の能力が必要です。

◇**木曜講座** 第十七期市民木曜講座は、次の日程で行ないます。

4月11・18・25日午後7時―9時 於厚生会館第一小ホール 思考の基本法則 教育学部 大塚恵一先生

◇**二つの貸付制度** 低所得世帯および身体障害者に対する貸付制度(あらたに小規模の営業や就職する場合等。利子は年三分)があり、満二十歳未満の児童を扶養している母子世帯に対する貸付制度として母子福祉会簡易貸付制度(二千円以内、無利子)がありますので、希望される方は民生委員か社会福祉協議会へご相談ください。